

令和2年5月22日

認定こども園・保育所などを利用する保護者の皆様へ

堺市長 永藤 英機

このたび、5月21日付で、政府により発出されていた「緊急事態宣言」が解除されました。これに伴い、5月28日から、市内の認定こども園・保育所などについては、通常どおり保育を実施することといたします。

皆様方には、日々の外出自粛のご協力をはじめ、登園自粛のお願いや原則休園措置の期間中、大変なご負担のもと家庭保育にご協力いただき、感染リスクを最小限に抑えることができましたことに深く感謝申し上げます。

保育施設では、職員の方々が一丸となって、緊急事態宣言の期間中も何とか保育体制を確保し、適切に感染防止策を講じながら、保育を必要とする方に対して安全で安心な保育の提供を行っていただいたところです。

保育は再開いたしますが、保育施設は子どもたちが集団で生活する場であり、「密閉」「密集」「密接」のいわゆる「3密」を避けることが難しい状況であること、新型コロナウイルス感染症に対するワクチンや十分な治療薬がない中での保育の実施は、常に感染のリスクがともなうことを十分にご理解いただいた上で、園の運営にご協力願います。

今後も、子どもたちとご家族、保育従事者のいのちと健康を守り、一日も早く平穏な日常生活が送られるよう取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。